

令和８年度 砺波市総合教育会議

日 時 令和８年７月１６日（木）
午後３時００分～４時００分
場 所 砺波市役所 ３階 大ホール

１ 開 会

２ 市長挨拶

３ 議 事

（１）砺波市教育大綱の改定について

（２）砺波市立学校の教員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

４ 閉 会

■出席者

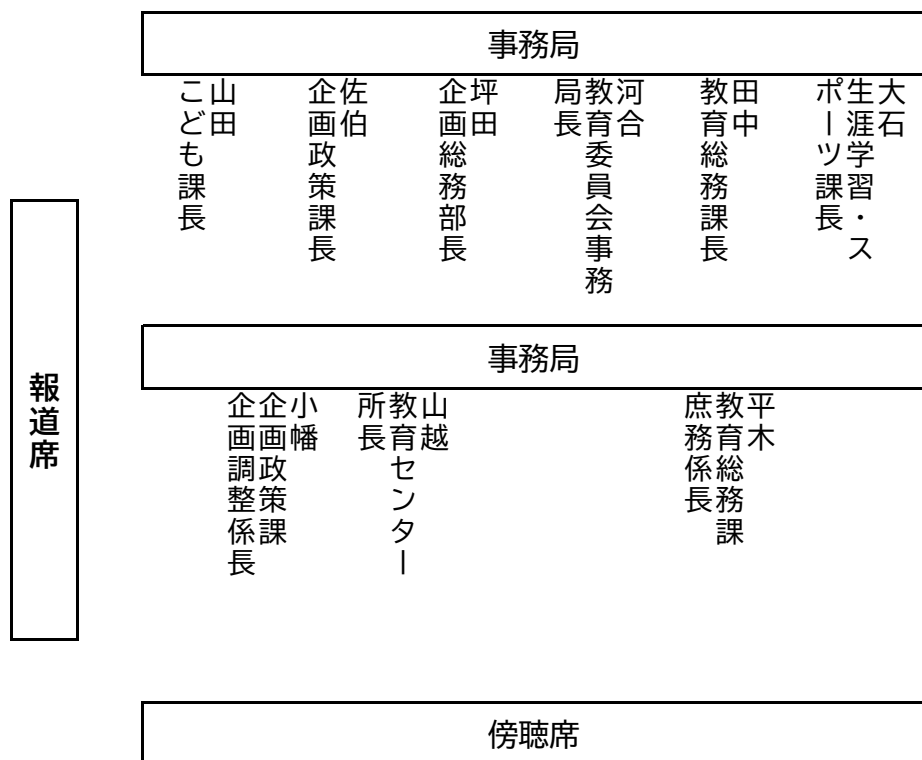
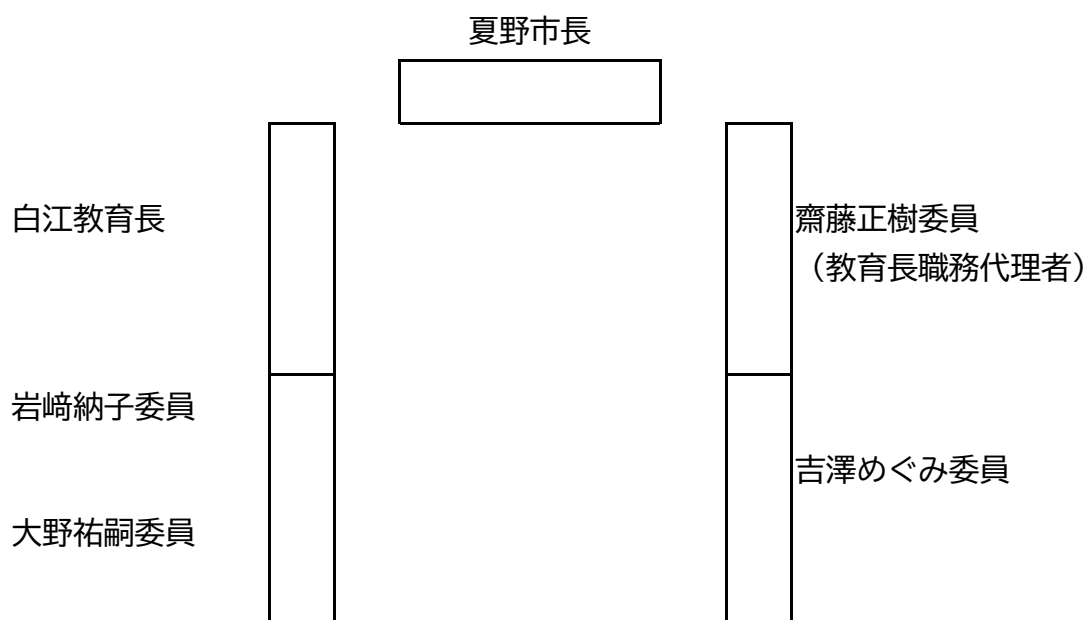
職 名		氏 名
市長		夏野 修
教育長		白江 勉
教育長職務代理者		齋藤 正樹
教育委員		岩崎 納子
教育委員		吉澤めぐみ
教育委員		大野 祐嗣
企画総務部	部長	坪田 俊明
	企画政策課長	佐伯 幹夫
	企画政策課 企画調整係長	小幡 一詞
教育委員会	事務局長	河合 実
	教育総務課長	田中 博晃
	教育センター所長	山越 励子
	こども課長	山田なつ紀
	生涯学習・スポーツ課長	大石 哲也
	教育総務課 庶務係長	平木 康幸

令和8年度 第1回 砺波市総合教育会議 配席図

日 時 令和8年7月16日（木）

午後3時～

会 場 砺波市役所 3階 大ホール



砺波市教育大綱の改定について

現在の砺波市教育大綱（以下「教育大綱」という。）の対象期間は、第2次砺波市総合計画の後期計画と同じく令和4年度から令和8年度までとなっていることから、第3次前期基本計画（令和9年度～令和13年度）との整合性を図り、教育大綱を改定するもの。

1 教育大綱の位置付け

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議において市長と教育委員会が協議して、市長が策定した本市の教育目標や施策の根本となる方針。

2 改定スケジュール等

時期	教育大綱	総合計画（前期基本計画）
7月16日(木) 8月	総合教育会議 教育大綱の改定について 教育大綱(素案)作成	6/23(火) 本部会議 6/30(火) 審議会 KPI 進捗報告、基本構想(案)提示
10月		10月中下旬 市民との意見交換
11月下旬	教育大綱(案)作成	11月上旬 審議会 基本構想の諮問答申、 前期計画(案)の提示
2月	パブリックコメント実施 総合教育会議 教育大綱(案) 協議	1月上旬 パブリックコメント実施
3月	教育大綱改定公表	3月下旬 審議会 前期計画の諮問答申 前期計画策定発行

3 改定の要領

現在の教育大綱を基に、社会の動きや変化、将来の見通し等を踏まえて必要な修正を加え改定する。対象期間は、第3次砺波市総合計画の前期基本計画と同じく令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

(1) 基本方針 ともに輝き支えあう 人づくり

(2) 主要施策 主要施策1 豊かな心と健やかな体を育む幼児教育・保育の推進

主要施策2 自立と共生の人間形成をめざす学校教育の推進

主要施策3 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進

主要施策4 文化芸術の振興と文化財の保護

主要施策5 心と体を育むスポーツの振興

砺波市教育大綱

(令和4年度～令和8年度)

1 基本方針

ともに輝き支えあう 人づくり

市民一人一人は、それぞれ個性をもった可能性あるかけがえのない存在です。未来を担う子供たちが、互いに思いやりの心を持ちながら、のびのびとたくましく育つ教育環境を整えるとともに、市民の誰もが、地域の歴史や文化芸術にふれあい、学ぶことにより、地域を愛し豊かな心を育む生涯学習の充実を図ります。また、健やかな生涯を送れるようスポーツ活動に親しみ楽しめるまちづくりを進めます。

2 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、第2次砺波市総合計画後期計画（令和4年度～令和8年度）との整合性を図るため、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

3 5つの主要施策

主要施策1 豊かな心と健やかな体を育む幼児教育・保育の推進

主要施策2 自立と共生の人間形成をめざす学校教育の推進

主要施策3 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進

主要施策4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

主要施策5 心と体を育むスポーツの振興

《主要施策1》 豊かな心と健やかな体を育む幼児教育・保育の推進

◆施策の内容

◎元気で笑顔あふれる子供の育成

- 豊かな心と健やかな体を育てる幼児教育・保育の推進
- コミュニケーション能力の基礎づくり

◎幼児教育の質の向上と人材育成

- 幼稚園教諭・保育士への研修、指導体制の充実
- 子育て支援に関わる人材の育成
- 発達障がい等に対する早期支援の推進

◎子育て支援サービスの充実

- 特別保育の拡充
- 地域における子育て支援の推進

◎子供の人権の尊重

- 児童虐待防止体制の整備
- 貧困家庭等への支援

◎子育て環境の充実

- 幼児教育・保育施設の整備
- 認定こども園化の推進
- ICT環境の整備

《主要施策2》 自立と共生の人間形成をめざす学校教育の推進

◆施策の内容

◎知、徳、体のバランスのとれた児童生徒の育成

- 個に応じた指導の充実と生きる力を身につけた児童生徒の育成
- 確かな学力の定着と相談活動や支援活動の推進
- 「いのちの教育」や「心の教育」への取組と道徳、人権教育の推進
- 持続可能な社会の創り手を育む教育の充実
- 学校における働き方改革の推進と教職員研修・指導体制の充実
- 食育の指導体制と内容の充実
- 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校、小学校と中学校との連携強化

◎地域とともに育てる学校教育の推進

- 地域の理解を深め、郷土への愛着や誇りを育む「ふるさと学習」の推進
- 校種間、学校・家庭・地域間の連携推進
- 将来を展望した学校のあり方についての検討
- 部活動改革に伴う地域部活動体制の整備
- 地域とともにある学校づくりの推進
- 積極的な学校情報の発信

◎共に支え高め合う特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実
- 保護者や学校、スクールカウンセラー等の連携

◎学校施設の整備と充実

- 学校施設の整備及び教材備品等の充実
- 学校ICT環境の充実と更なる活用

◎子供の安全確保

- 登下校時の見守り活動の実施
- 通学路の安全確保に向けた取組の推進
- 非常時の適切な危機管理

《主要施策3》 楽しく学び自らを高める生涯学習の推進

◆施策の内容

◎学ぶ機会の創出と充実

- 多様な学習機会の企画や市民交流活動の提供
- 自主運営による講座やコミュニティ活動、社会貢献活動の支援
- 子供から高齢者までが参加できる地域活動の充実
- 地域行事への参加意識の啓発

◎生涯学習施設の充実

- 生涯学習施設の効率的な活用と施設の改善
- 地域集会施設における改修の支援

◎家庭教育力の向上

- 「親育ち」に向けた学習機会の提供や「親学び」学習講座の支援
- 生活習慣や食習慣形成のための啓発活動の推進

◎図書館サービスの拡充

- にぎわいと学びを創り出す図書館運営
- 読書文化の醸成と子供の読書活動の推進
- 図書館の蔵書と図書資料の充実

◎青少年の健全育成と女性活動の活性化

- 青少年健全育成運動の推進と確かな情報モラル、情報リテラシー教育の推進
- 青年・女性団体リーダー養成事業等による活動の活性化

《主要施策 4》 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

◆施策の内容

◎文化芸術活動の推進

- 市民に親しまれ、活用される文化施設の運営
- 文化団体の自主的活動の支援
- 児童生徒への文化芸術に関する普及活動の推進

◎文化財等の保存と活用

- 史跡増山城跡の整備と活用
- 指定文化財等の点検や適切な保存

◎地域文化の継承と発展

- 地域の伝統文化や伝統芸能の継承と発展
- 地域の歴史や文化を学ぶ機会の提供

《主要施策 5》 心と体を育むスポーツの振興

◆施策の内容

◎生涯スポーツの振興

- 気軽に親しめるスポーツの普及と地域におけるスポーツの振興
- 子供たちの体力づくり支援
- 地域スポーツ推進リーダーやスポーツボランティア等の育成

◎スポーツ競技力の向上

- トップアスリート養成に向けた優秀スポーツ選手育成の推進
- 競技スポーツの魅力提供による底辺拡大と普及啓発
- スポーツ指導者の発掘と育成

◎スポーツ施設の充実

- 安全で快適に利用できるスポーツ環境づくり
- 施設の計画的な改修と備品等の充実

2 施策の体系

基本構想

基本理念

砺波市民憲章

花や緑を愛し 美しいまちをつくります
勤労を喜び 産業をはぐくむ 元気なまちをつくります
互いに助けあい励ましあう あたたかいまちをつくります
笑顔があふれる 健康で明るいまちをつくります
教養と文化を高め こころ豊かなまちをつくります

将来像

〽 庄川と散居が織りなす花と緑のまち〽
もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ やっぱり砺波

基本方針

1 **ともに輝き
支えあう
人づくり**

2 **なごやかな
暮らしを育む
安心づくり**

3 **みらいに
活力をつなげる
まちづくり**

共通 **協働と
持続可能な
自治体経営**

資料 3

【新たな潮流への対応に向けた視点】

新しい生活様式への対応	ウィズコロナ時代を見据えた新しい生活様式への対応
SDGsの推進	SDGs（持続可能な開発目標）の推進を踏まえた施策の展開
Society5.0の実現	デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）によるSociety5.0の実現

基本計画

主要施策		個別施策	10WAVE
1 教育の充実	2 心豊かな人の育成	1 学校教育の充実	WAVE 2
		2 幼児教育・保育の充実	WAVE 1
		3 生涯学習の推進	WAVE 2
		4 地域スポーツの推進	
		5 文化芸術の振興	
3 地域力・家族力の向上	4 交流・定住の促進	6 地域コミュニティの活性化	
		7 三世同居・近居の推進	WAVE 4
		8 国際・国内交流の推進	
		9 移住・定住対策の充実・強化	WAVE 4
5 保健・医療の充実	6 福祉の充実	10 健康づくり・感染症対策の推進	WAVE 3
		11 医療の充実	WAVE 3
		12 高齢者福祉の推進	WAVE 3
		13 障がい者（児）福祉の推進	WAVE 3
7 子育て環境の充実	8 安心して暮らせるまちづくりの推進	14 地域福祉の推進	WAVE 3
		15 妊娠・出産・子育て支援の充実	WAVE 1
		16 結婚支援の推進	
		17 地域防災力及び減災対策の充実・強化	WAVE 6
9 自然・環境の保全と活用	10 生活基盤の充実	18 消防・救急救助体制の充実	
		19 防犯・交通安全の推進	
		20 散居景観・自然環境の保全・活用	WAVE 10
		21 花と緑の普及推進	WAVE 10
11 農林業の振興	12 商工業の振興	22 循環型社会の構築と環境衛生の保全	WAVE 10
		23 住宅環境の整備	
		24 都市基盤の整備・中山間地域等の振興	WAVE 7
		25 地域交通ネットワークの充実・強化	WAVE 8
13 観光の振興	14 市民協働の推進	26 生産基盤・経営体制の充実	
		27 地域ブランド化の取組支援	WAVE 9
		28 基幹・既存産業の振興・強化	WAVE 9
		29 企業誘致、起業・創業支援	WAVE 9
15 持続可能な自治体経営	15 持続可能な自治体経営	30 中心市街地・商店街の活性化	
		31 雇用環境の整備	
		32 観光資源の魅力創出	
		33 観光情報発信・受入体制の充実	
15 持続可能な自治体経営	15 持続可能な自治体経営	34 市民と行政の協働の推進	
		35 人権尊重・男女共同参画の推進	WAVE 4
		36 行財政運営の最適化	
		37 シティプロモーション・地域デジタル化の推進	WAVE 5
		38 広域行政・事業連携の推進	

基本計画

基本方針 1 ともに輝き支えあう 人づくり

主要施策 1 教育の充実

個別施策 1 / 学校教育の充実

- ①知、徳、体のバランスのとれた児童生徒の育成
- ②地域とともに育てる学校教育の推進
- ③共に支え高め合う特別支援教育の充実
- ④学校施設の整備と充実
- ⑤子供の安全確保

個別施策 2 / 幼児教育・保育の充実

- ①幼児教育・保育の環境充実

主要施策 3 地域力・家族力の向上

個別施策 7 / 地域コミュニティの活性化

- ①コミュニティ活動の推進

個別施策 8 / 三世代同居の推進

- ①三世代同居の実現・継続に向けた支援
- ②世代を超えた交流の推進

主要施策 2 心豊かな人の育成

個別施策 3 / 青少年の健全育成

- ①家庭教育力の向上
- ②家庭・地域・学校・行政が連携する教育の推進
- ③青年・女性団体活動の活性化

個別施策 4 / 生涯学習の推進

- ①地域を学ぶ機会の充実
- ②学びを充実し生かす仕組みづくり
- ③生涯学習施設の整備・充実
- ④図書館機能の充実

個別施策 5 / スポーツの推進

- ①生涯スポーツの振興
- ②スポーツ競技力の向上と指導者の育成
- ③スポーツ施設の充実

個別施策 6 / 文化芸術の振興

- ①文化芸術活動への支援
- ②文化財の保護と活用
- ③地域文化の理解と継承

主要施策 4 交流・定住の促進

個別施策 9 / 国際・国内交流の推進

- ①国際交流の推進
- ②国際理解の推進
- ③国内交流の推進

個別施策 10 / 移住・定住の促進

- ①IUターンの促進
- ②都市部からの交流促進

■ 主な指標

指 標	現状値【H27】	目標値【H33】
小中学校スタディメイト配置率	83.3 %	100 %
認定こども園の設置数	1 施設	6 施設
三世代同居率	22.9 %【H22】	22.9 %【H32】

基本方針 2 なごやかな暮らしを育む 安心づくり

主要施策 5 保健・医療の充実

個別施策 11 / 健康づくりの推進

- ①市民の健康づくりの支援
- ②受けやすい検診体制の整備
- ③予防対策の充実
- ④主要死因及び要介護の原因となる疾病対策

個別施策 12 / 医療の充実

- ①かかりつけ医の啓発
- ②地域医療支援病院の設置
- ③5 疾病 5 事業及び在宅医療体制の確保
- ④在宅医療・在宅介護の連携強化

主要施策 7 子育て環境の充実

個別施策 16 / 妊娠・出産・子育て支援の充実

- ①親子の保健の充実
- ②子育て支援サービスの充実
- ③子育てと仕事の両立支援

個別施策 17 / 結婚支援の推進

- ①結婚に対する意識の啓発
- ②結婚活動（婚活）に対する支援

主要施策 6 福祉の充実

個別施策 13 / 高齢者福祉の推進

- ①在宅生活に向けた支援強化
- ②介護予防の推進
- ③介護サービスの充実
- ④生きがいづくりの推進
- ⑤高齢者の就労支援

個別施策 14 / 障がい者（児）福祉の推進

- ①障がい福祉サービスと就労支援の充実
- ②社会参加と相談支援の充実

個別施策 15 / 地域福祉の推進

- ①地域ぐるみによる福祉の充実
- ②ひとり親家庭の福祉の充実
- ③生活保護受給者等の自立支援
- ④社会保障制度の運営

主要施策 8 市民生活の安全性の向上

個別施策 18 / 防災力、消防・救急救助体制の充実強化

- ①国民保護施策の充実
- ②自主防災組織の強化
- ③地域防災対策の充実
- ④地域排水対策の推進
- ⑤治水・砂防対策の充実
- ⑥消防力の充実
- ⑦救急救助の充実・強化
- ⑧防火意識の啓発
- ⑨除雪対策の推進

個別施策 19 / 防犯・交通安全の推進

- ①防犯活動の推進
- ②交通安全の推進

■ 主な指標

指 標	現状値【H27】	目標値【H33】
いきいき百歳体操自主グループ数	19 カ所	100 カ所以上
出生数	395 人	400 人
人口 1 万人当たりの防災士数	20.51 人	22.0 人

基本方針 3 みらいに活力をつなげる まちづくり

主要施策 9 自然・環境の保全と活用

個別施策 20 / 自然環境・景観の保全

- ①散居景観の保全と活用
- ②自然と共生するまちづくりの推進
- ③豊かな森林づくり

個別施策 21 / 花と緑の普及推進

- ①花と緑のまちづくりの推進
- ②緑花意識の高揚

個別施策 22 / 生活環境の保全

- ①循環型社会の構築
- ②環境保全対策の推進
- ③斎場・霊苑の維持管理

主要施策 11 農林業の振興

個別施策 26 / 生産基盤・経営体制の充実

- ①生産基盤の保全・整備
- ②担い手・経営体制の強化

個別施策 27 / 地域ブランド化の取組支援

- ①花き・球根、園芸、畜産の推進
- ②水稲・大麦・大豆、種子の生産と品質の向上
- ③地産地消・販路拡大の推進

主要施策 13 観光の振興

個別施策 32 / 観光資源の魅力創出

- ①散居村の魅力創出
- ②四季を通じた賑わいの創出
- ③観光資源の充実
- ④歴史・文化の活用
- ⑤文化や情報の交流促進

個別施策 33 / 観光情報発信・受入体制の充実

- ①情報発信の充実
- ②広域観光の推進
- ③国際観光の推進
- ④受け入れ体制の充実

■ 主な指標

指 標	現状値【H27】	目標値【H33】
散居景観モデル事業自治会数	6 件	24 件
チューリップ球根出荷量	618 万球／年	700 万球／年
地域資源活用・農商工連携新商品開発件数	2 件	8 件
観光客入込客数	185 万人／年	200 万人／年

共通方針 協働と持続可能な自治体経営

主要施策 14 市民協働の推進

個別施策 34 / 市民と行政の協働の推進

- ①NPO・ボランティア活動の推進
- ②行政への市民参画の推進

個別施策 35 / 人権尊重・男女共同参画の推進

- ①人権が尊重される社会の実現
- ②男女共同参画の意識づくり
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④職業生活における女性の活躍の推進
- ⑤あらゆる暴力の根絶

■ 主な指標

指 標	現状値【H27】	目標値【H33】
市ボランティアセンター登録者数（個人＋団体）	5,294 人	6,100 人
審議会等における女性委員の割合	24.8 %	30.0 %

主要施策 10 生活基盤の充実

個別施策 23 / 住宅環境の整備

- ①優良な宅地の供給
- ②住宅水準の向上
- ③市営住宅の整備

個別施策 24 / 都市基盤の整備

- ①道路交通網の整備
- ②安全な市道の整備
- ③生活基盤等の整備
- ④上水道の充実
- ⑤下水道の安定運営

個別施策 25 / 公共交通の充実

- ①公共交通の利用促進

主要施策 12 商工業の振興

個別施策 28 / 基幹・既存産業の振興・強化

- ①基幹産業の強化
- ②コミュニティビジネスの推進
- ③伝統産業の振興

個別施策 29 / 企業誘致、起業・創業支援

- ①企業誘致の推進
- ②起業・創業支援

個別施策 30 / 中心市街地・商店街の活性化

- ①中心市街地・商店街の利便性の向上
- ②中心市街地・商店街の機能の充実
- ③中心市街地・商店街の賑わいの創出

個別施策 31 / 雇用環境の整備

- ①雇用条件・就労環境の安定支援
- ②職業訓練の充実
- ③勤労者福祉の推進

主要施策 15 持続可能な自治体経営

個別施策 36 / 効率的な行財政運営

- ①開かれた市政の推進
- ②効率的な自治体運営の推進
- ③職員の育成
- ④くらしの情報発信
- ⑤行政の情報化の推進

個別施策 37 / 広域行政・事業連携の推進

- ①広域行政の充実
- ②事業連携の推進

砺波市立学校の教員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

別冊「砺波市立学校の教員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」のとおり

1 概要

- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、サービスを監督する教育委員会が教員業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が求められた。
- ・教員の時間外在校等時間を月45時間以下、さらに1年間360時間以下を目標とする。
- ・教員の勤務時間の適切な管理と健康確保措置を一体的に推進することで、教育の質の向上につなげる。
- ・業務の役割分担、学校のシステムの見直し、休みの確保についての具体的に取り組む。

2 現状（出退勤打刻システムのデータによる令和6年度時間外在校等時間調査より）

教員の勤務時間は7時間45分、休憩45分間（例 8:15～16:45）

		時間外在校等時間 平均	月45時間を上回る教員の割合	
				内、月80時間を 上回る教員の割合
小学校	全体	月 38.5時間	47%	7%
		年520.9時間		
中学校	全体	月 59.3時間	63%	26%
		年712.1時間		

※時間外在校等時間＝「教員が出勤してから退勤するまでの時間」－「8時間30分（休憩時間を含む）」

3 目標と計画の期間

【目標】・教員の時間外在校等時間を月45時間以下、さらに1年間360時間以下を目標とする。

- ・年休取得日数を15日以上とする
- ・ストレスチェックから「仕事や生活の満足度」の割合を60%以上にする。

【期間】・令和8～11年度の4年間

4 主な取り組み

① 教員の意識改革を進める

- ・管理職がリーダーシップを発揮し、教職員が生成AI等を活用して効率的に業務を進められるよう意識づける。
- ・教員が早く帰宅することを意識するために、月末に自分の時間外在校等時間を振り返る場を設け、翌月の目標を決める。

② 困難事案への組織対応等役割の分担を明確にする

- ・学校だけに任せるのではなく、教育委員会各課等の役割分担を明確にして対応する。

③ 学校運営の最適化し、時間を確保する

- ・教員の空き時間を確保できるよう、チーム担任制への取組や時間割の工夫、会議の進め方の見直しを進める。
- ・教員の休憩時間を確保できるよう、日課や、給食・清掃時の役割分担を見直す。

④ 保護者や地域への協力依頼をする

- ・保護者へ協力依頼に文書を配布する。学校運営協議会の場で、時間外在校時間の現状等の報告を行い、本計画の周知をする。
- ・自動応答機能及び録音機能がある電話機の導入を進める。

5 今後のフォローアップ

- ・透明性の確保：時間外在校等時間の状況を、毎年度市ホームページで公表し計画を見直す。
- ・個別支援・指導：改善が見られない学校に対しては、教育総務課による直接の聞き取り及び個別指導を実施する。

砺波市立学校の教員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
砺波市教育委員会

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校教育を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教員の業務負担の増大が深刻な課題となっている。教員が心身ともに健康で、活力をもって児童生徒に向き合うことは、教育の質を維持・向上させるための不可欠な基盤である。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の改正の趣旨及び国の指針に基づき、教員の勤務時間の適切な管理と健康確保措置を一体的に推進する。効率化によって創出された時間は、教材研究、児童生徒一人一人と向き合う時間として充て、教育の質の向上につなげる。持続可能な学校教育体制を構築することを目的として本計画を策定する。

(2) 本市の現状

本市では、アプリによる出退勤の打刻システムを導入し、教員の時間外在校等時間の可視化とその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

		平均	月45時間を 上回る教員の割合	
				内、月80時間を 上回る教員の割合
小学校	全体	月 38.5時間	47%	7%
		年520.9時間		
	教諭のみ	月 44.8時間	49%	6%
		年533.8時間		
中学校	全体	月 59.3時間	63%	26%
		年712.1時間		
	教諭のみ	月 60.6時間	66%	28%
		年728.3時間		

※時間外在校等時間＝「教員が学校にいる時間」－「8時間30分（休憩時間を含む）」

令和6年度の時間外在校等時間について、月45時間を超える教員の割合は小学校全体で47%、中学校全体で約63%である。また、ストレスチェックの結果から、対処困難な児童生徒への対応・事務的な業務・保護者対応等の負担感が大きくなっている状況である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月の時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教員の割合 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間を 3 6 0 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次休暇の取得日数を 1 5 日以上にする。【1 3 日】
- ・ ストレスチェックから「仕事や生活の満足度」の割合を 6 0 %以上にする。
【5 4 . 6 %】

3 計画の期間と取組内容

年度	取組内容
令和 8 年度	1 箇月の時間外在校等時間 8 0 時間以上の教員の割合を 0 %にする。
令和 9 年度	1 箇月の時間外在校等時間 4 5 時間以上の教員の割合を 2 0 %以下にする。
令和 1 0 年度	1 箇月の時間外在校等時間 4 5 時間以上の教員の割合を 0 %にする。
令和 1 1 年度	1 年間の時間外在校等時間総時数を 3 6 0 時間以上の教員の割合を 0 %にする。

※計画は期間中に見直し・改善する

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 教員の意識改革を進める取組

- ・ 管理職がリーダーシップを発揮し、教職員が生成 A I 等を活用し、効率的に業務を進められるよう意識づける。
- ・ 月末に自分の時間外在校等時間を振り返る場を設け、翌月の目標を決める。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の役割分担の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校での対応が困難な事案に関しては、すぐに教育総務課、教育センター及びこども家庭センターと連携し対応する。例えば、学校での対応が困難な場合は、保護者対応を教育総務課等で引き継いだり、富山県教育委員会のスクールロイヤー制度の利用の手続き等をしたりして、問題解決を図る。

ロ 教員以外が積極的に参画すべき業務

② 調査・統計等への回答

- ・事務職員や教育総務課と連携して回答するなど、教員の事務負担を軽減できるようにする。

③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理

- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理については教育総務課や業者と連携を図りながら、質問集や生成AIを活用したサイトから不具合等にいつでも対応できるようにする。

④ 部活動

- ・休日の部活動については、生涯学習スポーツ課と連携し、全ての部活動の地域展開を進める。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑤ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・心の健康観察をするシステムを活用し、児童生徒の心の不調をすぐに把握し、即日対応することで、生徒指導上の問題を減らし、授業準備等の時間を確保できるようにする。
- ・各学校の教員が時間を生み出した事例を校長会等で発表し、情報を共有するとともに、実践を支援する体制を構築する。
- ・生成AIをはじめとしたクラウドの活用を推進し、授業準備等を効率的に行うことにより負担軽減を図る。
- ・研修は一人一人が目標をもって取り組めるようにし、時間を区切る、ポイントを絞るなど目的を明確にして行う。また、教員も自立した学習者として学

- び続けることができるよう、校内での自主的な研修も認める。
- ・日々の業務とは直接的に関連しない業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽等については、内容と必要時間を自己申告することで認める。
 - ・全校に配置された教員業務支援員との協働を進め、授業準備や学年会計事務、資料印刷、掲示物作成等、依頼する体制を整える。

(3) 学校における措置の推進

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で適正な時数となるよう設定する。
- ② 日課運営を見直し工夫することで、教員が児童生徒の下校後に学級事務に取り組む時間が十分確保できるようにする。
- ③ 教職員の時間の余裕が生み出せるように時間割を工夫し、教員一人当たりの授業時間数を減らし、空き時間を確保する。
- ④ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ⑤ 少ない時間の中で一人一人がやりがいをもって取り組めるように、協力体制を整える。
- ⑥ どのような事務作業量が多いと感じているのか、効率化できることはないか学校内で協議する場を設け、意識を高める。

(4) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教員には管理職と面談して業務の見直しをしたり、医師による面接指導を実施したりする。
- ② 年次有給休暇について平日でも安心して取得できる雰囲気をつくり、そのための体制を整備する。
- ③ 始業から終業までに45分間の休憩時間の確保に取り組む。
- ④ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。また、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑤ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ⑥ 時差出勤について教員の実情に合わせて対応できるように運用ルールを整備する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

【教育総務課】

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教員の在校等時間の状況を確認・把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育総務課において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・保護者への協力依頼の文書を配布する。学校運営協議会の場で、時間外在校時間の現状等の報告を行い、本計画の周知をする。
- ・砺波市と連携し、地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・時間外の保護者対応が減るように、自動応答機能及び録音機能がある電話機を導入する。

【学校】

- ・本計画や各学校の在校等時間の状況は学校運営協議会にも報告し、保護者・地域との連携・協働を図る。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

令和8年7月9日

令和8年度 第1回砺波市総合教育会議の開催について

主催者	砺波市
開催日時・期間	令和8年7月16日（木） 午後3時から
場所	砺波市役所 3階 大ホール
行事または事業の概要	【事業概要】 教育委員会と十分な意思疎通を図り、本市教育の課題やあるべき姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、砺波市総合教育会議を開催するもの。 【出席者】 夏野市長、白江教育長、 齋藤教育長職務代理者、岩崎教育委員、吉澤教育委員、大野教育委員 【出席職員】 企画総務部長、教育委員会事務局長、企画政策課長、教育総務課長 ほか 【議 事】 (1) 砺波市教育大綱の改定について (2) 砺波市立学校の教員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
特記事項	
問合せ先	砺波市教育委員会 教育総務課 平木 電話 0763-33-1508